参考

基幹統計調査の承認の状況

（令和８年 11 月分）

令　和　８　年　１１月　１６日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実　施　者	主　な　承　認　事　項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	令和９年に実施する調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ①　報告者数の変更 同一母集団情報の更新に伴う変更 ②　調査票の変更 報告を求める事項に係る説明文の追加や箇条書き化等の表現ぶりの変更等	R8.10.23

（注）本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第９条第４項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。